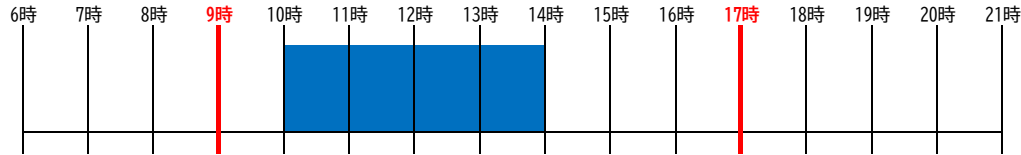


## 山梨市涼み処開放助成事業 開放要件について

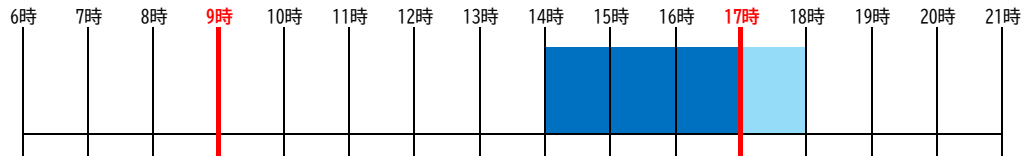
【開放日数として換算する要件】 7月1日～9月30日までの3カ月間のうち、1日あたり午前9時～午後5時の間で4時間以上開放すること。

### 1. 9時～17時の間に4時間実施



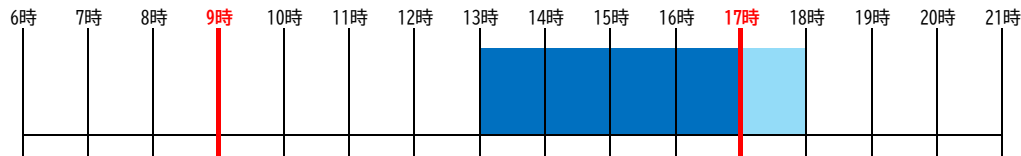
○ 開放日数に入ります

### 2. 9時～17時以外の時間を含めて4時間実施



✕ 開放日数に入りません  
9時から17時の間が4時間未満のため、開放日数に含むことができません。

### 3. 9時～17時以外の時間を含めて5時間実施



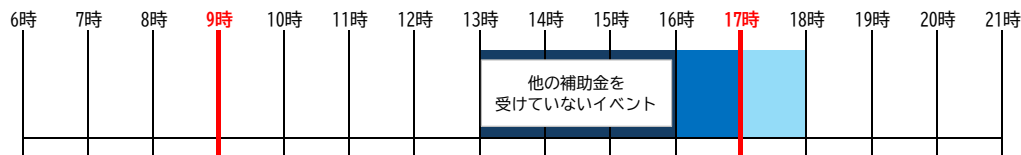
○ 開放日数に入ります  
9時から17時の間が4時間以上のため、開放日数に含められます。

### 4. 他の補助金を受けているイベントを含めて、9時～17時以外の時間を含めて4時間実施



✕ 開放日数に入りません  
・他の補助金を受けているイベントと重なる場合は、その時間を除きます。  
・9時から17時の間が4時間未満のため、開放日数に含むことができません。

### 5. 他の補助金を受けていないイベントを含めて、9時～17時の間に4時間実施



○ 開放日数に入ります  
・他の補助金を受けていないイベントは、その時間を含められます。  
・9時から17時の間が4時間以上のため、開放日数に含められます。